

- ・教育のナショナルミニマムを向上させるため、学校設置基準の抜本的改善をはかること。
- ・標準定数法内での未充足を行わないようにすること。また、標準定数法を改正し、定数くずしを廃止すること。
- ・公立学校施設の耐震化率100%を達成すること。また、国立大学法人や私学施設の耐震化等のための助成費等の拡充をはかること。
- ・学校施設の老朽化対策にともなう改修事業を拡充すること。また、改修に当たっては、エコスクール、バリアフリー、シックハウス対策、ユニバーサルデザイン等の観点を考慮すること。
- ・学校施設のアスベストについて万全な対策を行うこと。また、天井材・照明器具など非構造部材の耐震性能を確保すること。
- ・トイレ、エアコン、ランチルームなど学校施設の充実をはかること。
- ・学校施設の耐震化、新增改築のための国庫補助率を上げること。
- ・学校の新增改築にあたっては、設計段階から、子ども、保護者、地域住民、教職員が意見反映できるようにすること。また、学びの多様化に応じた施設とし、子どもと地域住民の交流が日常的に展開できるよう複合施設化をはかること。
- ・学校の統廃合は、子どもの学びに影響が出ないことを基本とし、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を果たしている観点からの検討を含め、保護者や地域の声をもとに慎重な検討と合意を得ること。
- ・全教職員へのパソコン配置等ICT環境整備を行うとともに研修のための予算を措置すること。また、ヘルプデスクを配置すること。
- ・全校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉関係機関等との連携など教育相談体制の整備をはかること。
- ・大規模災害時における避難場所として、体育館の空調整備やトイレ・給水設備の整備などをすすめること。また、災害時における「(給食)調理場」の役割を考え、設備等の改善をすすめること。

⑦ 自主性・自律性を発揮した学校運営組織の構築

1) 学校運営組織と校務分掌の見直し

<政策目的>

- 学校が「裁量と責任」を持って自主的・自律的に運営できるための体制づくりを行う。
- 保護者や地域の声を反映した学校づくりを行う。

<具体策>

- ・学校の裁量権拡大をすすめるとともに、教職員の協力・協働に

- よる学校運営組織の確立と必要な教職員配置を行うこと。
- ・校務分掌を見直すとともに、勤務時間内で円滑に処理できる運営組織とすること。
- ・主幹教諭・指導教諭を配置する場合は、経験豊かな教職員の専門性が発揮できるようスタッフ職とすること。主幹教諭・指導教諭の自治体の任意配置を堅持すること。
- ・教育課程に係る学校の主体性を確保すること。学校財務取扱規程の整備、学校予算配当制度の整備、専決額拡大など予算権限の学校への委譲をはかること。
- ・「学校運営協議会」については、学校運営への支援に特化し、「教職員・保護者・子ども参画」による「学校協議会」として機能するよう法令整備を行うこと。なお、「教職員の任用に関する意見を述べることができる」任意の機能は廃止すること。
- ・地域の人材活用による支援組織を確立する。あわせて、地域コーディネーターの役割を担当する定数配置を行うこと。
- ・学校事務の機能を強化するため、事務の共同実施・学校間連携など学校事務の組織化をすすめること。

2) 「自己評価」を基本とした学校評価システム

<政策目的>

- 学校評価を通じて学校運営の改善をはかる。

<具体策>

- ・学校評価については「自己評価」を基本とし、各学校の実態に応じた主体的な評価とすること。
- ・「学校関係者評価」については、連携協力を基本とし、保護者、地域、子どもたちからの意見を聴取していくこと。
- ・「第三者評価」については、一律の評価基準による画一的で管理的なものとしなすこと。学校の序列化・階層化につながる可能性のある一律的な数値による学校評価は実施しないこと。
- ・学校評価を教育諸条件整備の改善にむけた自治体の施策に反映させること。また、教職員の人事評価と連動させないこと。
- ・学校評価が学校現場の負担にならないよう、簡素な評価とすること。
- ・学校は、学校運営の状況に関する必要・適切な情報を保護者・住民に積極的に提供していくこと。

⑧ 教職員が安心とゆとりをもって働き続けられる労働条件の整備

1) 労働基本権と公務員制度改革

<政策目的>

- 自律的で安定的な労使関係を構築することによって、労使間